

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社NIPPO	9010001034987	東京都中央区京橋1丁目19番11号	R7.4.11 ～ R7.7.18 (14週)	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社NIPPOの系列プラントは、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局、東京航空局が発注し当該業者が受注した工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該業者に対し出荷していた。 これらの工事においては、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されていたものの、当該業者は、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ずに「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)を使用」し、かつ、系列プラントは、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該業者へ出荷していたことが判明した。 当該業者は、系列プラントから管理指標実績等の報告を受けていたが、系列プラントによる上記の行為を防止するための適切な行為を怠り、結果回避義務を果たさなかった。 また、当該業者の系列プラントは、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)」を指定されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。 当該業者は、系列プラントと密接な人的・資本関係にあり、また、同社から管理指標実績等の報告を受けていたが、NIPPOと系列プラント間で結んでいた契約書に基づく品質管理義務を果たさなかった。
株式会社山龍	4310001007298	長崎県佐世保市小佐々町田原69番地34	R7.6.13 ～ R7.9.12 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	株式会社山龍の代表取締役(当時)が、長崎県佐々町が令和6年7月に発注した町営団地の給水管改修工事の指名競争入札をめぐり、(株)堀内組の使用人(当時)1名とともに令和7年3月8日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警察に逮捕され、令和7年3月28日に同罪で長崎地方検察庁から起訴された。
株式会社春本工業	1310001005908	長崎県佐世保市白仁田町41番地2	R7.6.13 ～ R7.9.12 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	株式会社春本工業の代表取締役(当時)が、長崎県佐々町が令和6年6月に発注した町立図書館の照明のLED化工事の指名競争入札をめぐり、(株)堀内組の使用人(当時)1名とともに令和7年3月29日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警察に逮捕され、令和7年4月18日に同罪で長崎地方検察庁から起訴された。
株式会社堀内組	8310001005983	長崎県佐世保市光町109番地	R7.6.13 ～ R7.9.12 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第8号イ (公契約関係競売等妨害又は談合)	本件は、株式会社堀内組の社員(当時)が、長崎県佐々町が発注した複数の公共工事をめぐり、令和7年3月8日に株式会社山龍代表取締役とともに、また、3月29日に株式会社春本工業代表取締役とともに公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警察に逮捕され、令和7年3月28日及び4月18日に同罪で長崎地方検察庁から起訴されたものである。
日精株式会社	9010401021610	東京都港区西新橋1丁目18番17号	R7.6.20 ～ R7.8.19 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	日精(株)、住友重機械搬送システム(株)、フジバスク(株)、IHI運搬機械(株)は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 当該事業者は建設事業者から特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
住友重機械搬送システム株式会社	5010701005036	東京都品川区西品川1丁目1番1号	R7.6.20 ～ R7.8.19 (2ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反)	日精(株)、住友重機械搬送システム(株)、フジバスク(株)、IHI運搬機械(株)は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 当該事業者は建設事業者から特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
フジバスク株式会社	1010901010608	東京都世田谷区上馬4丁目2番5号	R7.6.20 ～ R7.10.19 (4ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反)	日精(株)、住友重機械搬送システム(株)、フジバスク(株)、IHI運搬機械(株)は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 当該事業者は建設事業者から特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
IHI運搬機械株式会社	8010001036712	東京都中央区明石町8番1号	R7.6.20 ～ R7.8.19 (2ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反)	新明和工業(株)、IHI運搬機械(株)は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 当該事業者は建設事業者から特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
新明和工業株式会社	7140001082323	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	R7.6.20 ～ R7.8.19 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	新明和工業(株)、IH運搬機械(株)は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 当該事業者は建設事業者から特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
関電ファシリティーズ株式会社	8120001126535	大阪府大阪市中央区城見1-3-7	R7.7.4 ～ R7.11.14 (3ヶ月+6週間)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反)	関電ファシリティーズ(株)は令和6年12月19日付けで建設業許可部局(大阪府)より以下の監督処分を受けた。 ①当該事業者は大阪市内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反し技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことにより不正に資格(1級電気工事施工管理技士)を取得し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして大阪府より11日間の営業停止処分を受けた。 ②当該事業者は平成30年8月23日、令和元年7月10日、令和2年8月20日、令和3年8月12日及び令和4年8月10日に行った、平成30年3月31日、平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことにより不正に資格(A氏にあっては1級電気工事施工管理技士及び1級管工事施工管理技士、B氏にあっては1級管工事施工管理技士)を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない両氏について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことが建設業法第28条第1項柱書に該当するとして大阪府より指示処分を受けた。
株式会社KANSOテクノス	9120001077653	大阪府大阪市中央区安土町1-3-5	R7.7.4 ～ R7.9.3 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反)	(株)KANSOテクノス、(株)かんでんエンジニアリング、関電プラント(株)は建設業許可部局(近畿地方整備局)より以下の監督処分を受けた。 当該事業者らは施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局より指示処分及び22日間の営業停止処分を受けた。
株式会社かんでんエンジニアリング	8120001062598	大阪市北区中之島6-2-27	R7.7.4 ～ R7.10.3 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反)	(株)KANSOテクノス、(株)かんでんエンジニアリング、関電プラント(株)は建設業許可部局(近畿地方整備局)より以下の監督処分を受けた。 当該事業者らは施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局より指示処分及び22日間の営業停止処分を受けた。
関電プラント株式会社	5120001062485	大阪府大阪市北区本庄東2-9-18	R7.7.4 ～ R7.10.3 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反)	(株)KANSOテクノス、(株)かんでんエンジニアリング、関電プラント(株)は建設業許可部局(近畿地方整備局)より以下の監督処分を受けた。 当該事業者らは施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局より指示処分及び22日間の営業停止処分を受けた。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
大成産業株式会社	4420001005456	青森県青森市大字浜田字玉川262番地9	R7.7.4 ～ R7.10.3 (3ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第3号イ(贈賄)	大成産業(株)の代表取締役及び同社社員は、秋田県が発注した道路補修工事及び道路・河川維持管理業務委託を巡り、同県職員が大成産業に対して下請けとして受注できるようにした見返りに現金を渡したとして、令和7年4月26日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕された。
パナソニック株式会社	3120001236504	大阪府門真市大字門真1006番地	R7.7.18 ～ R7.8.17 (1ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反)	令和7年1月31日、パナソニック(株)は建設業許可部局(関東地方整備局)より以下の処分を受けた。 建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。
パナソニック産機システムズ株式会社	8010501032913	東京都墨田区押上1丁目1番2号	R7.7.18 ～ R7.9.17 (2ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反)	令和7年1月31日、パナソニック産機システムズ(株)は建設業許可部局(関東地方整備局)より以下の処分を受けた。 建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。
パナソニック関東設備株式会社	9070001001445	群馬県前橋市古市町1-50-14	R7.7.18 ～ R7.9.17 (2ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反)	令和7年1月31日、パナソニック関東設備(株)は建設業許可部局(関東地方整備局)より以下の処分を受けた。 建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。
パナソニックマーケティングジャパン株式会社	4120001016657	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号	R7.7.18 ～ R7.10.17 (3ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反)	①令和7年1月31日、パナソニックマーケティングジャパン(株)は建設業許可部局(関東地方整備局)より以下の処分を受けた。 建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。 ②建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。
パナソニック環境エンジニアリング株式会社	3120901008457	大阪府吹田市垂水町3-28-33	R7.7.18 ～ R7.10.17 (3ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反)	①令和7年1月31日、パナソニック環境エンジニアリング(株)は建設業許可部局(近畿地方整備局)より以下の処分を受けた。 建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。 ②建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。
パナソニックEWエンジニアリング株式会社	3120001089786	大阪府大阪市中央区城見2-1-61	R7.7.18 ～ R7.10.17 (3ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反)	①令和7年1月31日、パナソニックEWエンジニアリング(株)は建設業許可部局(近畿地方整備局)より以下の処分を受けた。 建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。 ②建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。